

令和6年度大野城市会計年度任用職員

(大野城心のふるさと館運営事業事務補助(夏季短期採用)) 募集要項

1 採用予定職種及び人数

職種	募集人数	勤務内容
大野城心のふるさと館運営 事業事務補助 (夏季短期採用)	1名	夏季に実施する各種イベント、ワークショップ等の事業運営 補助

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和6年7月1日から令和6年8月31日まで
勤務日	土・日・祝日を含む36日間
勤務時間	午前9時～午後5時(うち休憩45分)
勤務場所	大野城心のふるさと館
給料・報酬	時給:1,056円 ※支給日:次月の15日
諸手当	通勤手当 ※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。
休日	週休日(シフト制)
休暇	有給休暇3日、夏季休暇1日 ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。(忌引や夏季休暇など)
社会保険	社会保険:非適用、雇用保険:適用
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用 されます。

3 採用試験

応募受付期間	令和6年4月27日(土)～5月20日(月)
実施時期	令和6年6月5日(水)
試験会場	大野城心のふるさと館 M2階 講座学習室
実施方法	面接
資格要件など	平成18年4月1日以前に生まれた人(学生不可)

受験資格	<p>地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書(市または大野城心のふるさと館ホームページに掲載)に必要事項を記載し、大野城心のふるさと館に郵送、または直接持参してください。</p> <p>※いったん受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書は2通あります。</p> <p>申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真の貼付、受験票を切り取り、郵便はがきの裏面に貼り付け、表面に住所・氏名等を記載してください。</p> <p>申込書②(申込用履歴書)には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。</p>
申込書提出先	<p>〒816-0934 大野城市曙町3丁目8番3号 大野城心のふるさと館 ミュージアム担当</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員(大野城心のふるさと館運営事業事務補助(夏季短期採用))申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p>
申込書提出期限	<p>令和6年5月 20 日(月)午後5時 (必着)</p> <p>持参の場合の受付時間は、以下のとおりとなります。</p> <p>【受付時間】</p> <p>開 館 日:午前9時から午後7時まで</p> <p>休 館 日:午前9時から午後5時まで ※月曜日(祝日の場合は、翌平日)</p> <p>※休館の日は、東側通用口にあるインターホンでお知らせください。</p>
合格発表	<p>令和6年6月 10 日(月)10 時に市、大野城心のふるさと館ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
試験結果開示	<p>受験者本人に限り、合格発表後の下記の期間、簡易的な方法で試験結果の開示ができます。</p> <p>令和6年6月 10 日(月)～6月 17 日(月)</p> <p>希望する人は、大野城心のふるさと館まで、受験票を持参して申し出てください。</p> <p>※開示結果のコピーが必要な方はコピー代として 10 円が必要です。</p>

4 任用

合格後	採用試験の合格者は、令和7年3月31日までに登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿(候補者名簿)に登録されます。
採用決定	採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。 採用者については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮して決定します。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。 次年度の予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。